





臨時代理議決

令和元年11月20日

第48号議案

令和元年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する  
意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のと  
おり報告します。

令和元年12月19日

教育長 橋本 幸三



別 紙

令和元年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する  
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和元年11月20日付け元財第136号で意見を求められました令和元年12月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 令和元年度京都府一般会計補正予算（第5号）  
異議ありません。
- 2 損害賠償の額の専決処分について承認を求める件  
異議ありません。

令和元年 月 日  
京都府議会议定例会议案

令和元年 12月 京都府議会定例会議案目次

第1号議案	令和元年度京都府一般会計補正予算(第5号)	1
第2号議案	京都府情報公開・個人情報保護審議会条例制定の件	5
第3号議案	京都府手数料徴収条例一部改正の件	15
第4号議案	特定非営利活動促進法施行条例一部改正の件	17
第5号議案	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例一部改正の件	19
第6号議案	家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例一部改正の件	23
第7号議案	道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例一部改正の件	25
第8号議案	京都府迷惑行為防止条例一部改正の件	27
第9号議案	財産無償貸付けの件	29
第10号議案	損害賠償の額を定める件	33
第11号議案	指定管理者指定の件	35
第12号議案	京都府公立大学法人の中期目標を定める件	37
第13号議案	当せん金付証券発売の件	39
第14号議案	損害賠償の額の専決処分について承認を求める件	41

第 1 号 議 案

令和元年度京都市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度京都市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 108,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 899,386,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

令 和 元 年 1 2 月 2 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地 方 交 付 税		156,828,000	99,500	156,927,500
	1 地 方 交 付 税	156,828,000	99,500	156,927,500
9 国 庫 支 出 金		79,522,944	8,500	79,531,444
	2 国 庫 補 助 金	30,504,683	8,500	30,513,183
歳 入	合 計	899,278,000	108,000	899,386,000



## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		48,205,485	43,000	48,248,485
1 総務管理費		23,786,747	13,000	23,799,747
6 防災費		1,875,201	30,000	1,905,201
3 民生費		163,651,202	4,000	163,655,202
2 児童福祉費		32,326,799	4,000	32,330,799
9 警察費		87,083,307	1,000	87,084,307
2 警察活動費		2,047,783	1,000	2,048,783
10 教育費		173,193,460	60,000	173,253,460
8 文化財保護費		2,692,943	60,000	2,752,943
歳出	合計	899,278,000	108,000	899,386,000

## 第2表 繰越明許費補正

## 1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	6 防災費	避難所等緊急実態調査費	30,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持費	390,000
		橋りょう新設改良費	600,000
10 教育費	8 文化財保護費	文化財緊急防火・防災対策事業費	30,000

第14号議案

損害賠償の額の専決処分について承認を求めめる件

平成28年10月18日京都府立中丹支援学校において、自立活動授業中に負傷した池澤元紀氏に対する京都府の損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和元年11月22日別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めめる。

令和元年12月2日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

別記

損害賠償の額 1,697,012円